



消費生活ほっとニュース 第118号 令和8年1月10日発行



〈消費者注意情報〉

1. 失業保険の給付額等を増やすことができるとうたう申請サポートに注意
－不正受給を促すかのようなケースも！－



雇用保険制度に基づく失業等給付(一般に「失業保険」や「失業手当」、「失業給付」、「退職給付金」などと呼ばれることがある。以下「失業保険」という。)は、仕事を失った人が生活を維持しながら再就職を目指すための公的支援制度です。ハローワーク(公共職業安定所)で申請を行い、条件を満たせば受給することができます。給付額や期間は、退職理由や勤務年数などにより異なります。

全国の消費生活センター等には、「失業保険の受給額や受給期間が増える」とうたう申請サポートに関する相談が寄せられています。主な内容としては、①申請サポートを依頼すれば受給額が増えると期待したが、実際には増えなかった、②途中で解約を希望したが、事業者が認めなかったり、違約金を請求された、③うつ病などのメンタルの不調はないにもかかわらず、指定のクリニックで受診するよう指示されるなど、不正受給を促すかのような誘導をされた、とする相談が目立っています。

そこで、失業保険の申請サポートに関する消費者トラブルを防ぐため、消費者への注意喚起を行います。



◆◆◆相談事例◆◆◆

- ・失業保険の申請サポート契約をしたが、事業者が言っていたような給付金がもらえなかつたので、サポート費用を支払いたくない。
- ・失業保険の申請支援をうたう事業者と契約した後、解約を申し出たら高額な違約金を請求された。
- ・失業保険のサポートをうたう事業者と契約したが、うつ病と診断されるためのマニュアルが送られてきた。詐欺にならないか不安。

◆◆◆相談事例からみる問題点◆◆◆

- ・広告や勧誘に、過度な期待や誤解を招く表現が用いられていることがある。
- ・契約後に解約を求めて、高額な違約金を請求されたり、解約を拒絶されることがある。
- ・不正受給を促すかのような申請サポートになっているケースがある。

◆◆◆消費者へのアドバイス◆◆◆

- ・失業保険はあくまでも行政機関による審査で決定されるものであり、給付が保証されているわけではありません。過度に期待を持たせるような広告には気をつけましょう。
- ・契約前に、サービス内容が支払う金額に見合っているか、解約条件はどうなっているかなどについて、慎重に確認することが大切です。
- ・給付を増やすために事実ではない内容で申請すると不正受給となり、申請者本人が責任を問われることになります。事業者から事実ではない内容での申請を勧められても、絶対に応じないようにしましょう。
- ・事業者との契約に関して不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

*消費者ホットライン「188(いやや！)」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

*全国のハローワークの所在案内(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#h1

失業保険の手続について、ご不明な点がございましたら、住居所を管轄するハローワークにお問い合わせ・来所の上、ご相談ください。



・失業保険の金額・期間を増やせる！？という申請サポートに注意！

[PDF形式](738KB)

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20251203_1.pdf

(出典)独立行政法人国民生活センターHP 2025年12月3日:公表

2. オンライン診療に関する相談が増えています！

～処方薬の購入等について十分な説明を求めましょう～



◆◆◆相談事例◆◆◆

薬でダイエットできると聞き、オンラインで薬を処方してくれる医療機関をネットで検索して予約した。オンライン診療では、医師から簡単な質問を受けただけで、2か月分の薬（25,000円）が処方された。後日、毎月薬が届く定期購入だと気づき、高額なので解約しようとしたが、半年は解約できないと言われた。体調や持病を聞かれることはなく、薬の副作用についても説明がなかった。どうしたらいいか。（20歳代 女性）



◆◆◆ココに注意！◆◆◆

★ オンライン診療に関する相談が急増中！



都内の消費生活センターに寄せられるオンライン診療に関する相談は、年々増加しています。オンライン診療は、パソコンやスマートフォン等を通じ自宅等で診療を受けられ便利ですが、説明不足が原因でトラブルになるケースが多く、特に、処方薬の購入に関するトラブルが目立ちます。

★ 医師から十分な説明を受けましょう

診療を受ける際は、自分の体調や持病、服薬状況、希望などを伝え、医師からも治療の目的や必要性、期待される効果、治療や薬に伴うリスクや注意点、薬の処方期間などについて、しっかりと説明を受ける必要があります。不安がなくなるよう、不明な点は確認するなど十分に医師とのコミュニケーションをとりましょう。

★ どのクリニックで診療を受けたのか必ず確認しましょう

服薬で体調が悪くなった場合などに備え、**クリニックの所在地、医師名、連絡先を必ず確認**し、副作用等の症状が出た場合は、オンライン診療を行っているクリニックの医師に直接診察してもらいましょう。



持病があり、別途治療を受けている場合は、現在**通院しているかかりつけの主治医**にも**必ず相談**してください。

★ 契約内容や費用、解約条件を事前に確認しましょう

オンライン診療では、診察代や薬代以外に薬の郵送料等が必要な場合があるので、**費用の総額や自己負担額はしっかりと確認**しましょう。また、薬が定期的に届く定期購入契約の場合、中途解約が困難なケースもあるため、**契約内容・解約条件は事前によく確認**することが重要です。

(参考) 厚生労働省リーフレット「オンライン診療を利用する皆様へ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001241876.pdf>



★ 不安なときは、消費生活センターに相談しましょう

契約や解約でトラブルになったり不安を感じたりした場合は、すぐにお近くの消費生活センターに相談しましょう。

(出典)東京くらし WEB 2025年11月27日:公表

〈各種講座のお知らせ〉

※詳細は →



<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/2005270958.html>

豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

【相談専用電話】

局番なし**188**(全国共通ダイヤル)

03-3984-5515(豊島区消費生活センター)

詳細はこちら↓

<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

●発行・問い合わせ先:豊島区産業振興課消費生活グループ TEL:03-4566-2416

